

# 国有林材の安定供給システム販売の実施公告（後期）

四国森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり企画競争により実施しますので、希望される方はシステム販売申請書（以下「申請書」という。）を四国森林管理局長あてに提出してください。

## 記

### 1 システム販売の目的

システム販売は、需要・販路の確保・拡大が必要な一般材及び低質材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的とし、森林管理局長が一定の要件を満たす製材工場をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定を締結した上で、その協定に基づき計画的な販売を実施するものです。

### 2 システム販売予定物件の数量等

別紙1「平成28年度（後期）システム販売予定数量等（製品販売）」のとおりとします。

### 3 システム販売の対象となる需要者の要件

製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）であって、次に掲げる要件のすべてをみたすものであること

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること又は「競争参加者選定事務取扱要領」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）第33条の名簿に登録された者であること
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること
- (3) 社会保険等に参加していること
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）
- (5) 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19林経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- (7) 製材工場等について、出荷製材品についてJAS規格が制定されている製材工場等については、JAS認定工場であること。

- (8) 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること
- (9) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること（ただし、この場合、製材品需要者が（1）の要件を満たす必要はない）
- (10) チップ工場等が「再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法」に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下単に「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、以下の事項が必要となります。
- ① バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請が必要であること。
  - ② 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
  - ③ 企画提案等において、申請対象物件の買取希望価格等の提示を求めている場合は、その価格を算出するまでの過程について、発電した電気の買取価格を踏まえて明らかにする必要があること（バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請を行う場合についても同様に適用することとする。）（別紙の例を参照）
  - ④ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品（申請対象物件を加工したものに限り）を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにする必要があること。
  - ⑤ バイオマス発電所に対してその燃料となるチップ等を供給する者がシステム販売へ申請する場合（バイオマス発電所自らが申請する場合を含む）であって、供給先のバイオマス発電所が経済産業省令第46号第12条第3項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出する必要があること。
  - ⑥ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範（事業者認定書）を参考として提出する必要があること
- (11) 協定締結後の販売価格、数量等の公表に同意できること

#### 4 企画提案書の要件

企画提案は別添の様式により行うこととし、可能な限り定量的な指標を用いて具体的に記載しなければなりません。

- (1) 原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図るもの
- (2) 原木や製品の付加価値の向上を図るもの
- (3) 森林資源の有効利用を図るもの
- (4) 国産材の新規需要開拓（利用低位な樹材種等の輸出を含む）を図るもの
- (5) 地域の林業・木材産業への貢献を図るもの
- (6) 製材工場等と製材品需要者、または素材生産業者等から製材品需要者までの者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品または原木の効率的な生産や流通を図るもの

#### 5 申請書の作成・提出等

- (1) システム販売申請書の交付期間及び交付場所
  - ① 交付期間：平成28年8月26日～平成28年9月26日
  - ② 交付場所：四国森林管理局 資源活用課

四国森林管理局ホームページからもダウンロードできます。  
(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku>)>公売・入札情報>木材情報>企画競争に関する公告

(2) システム販売申請書の申請方法

申請を行う場合は、「安定供給システム販売申請書及び企画提案書の作成要領」を十分確認の上、別紙1様式「安定供給システム販売（後期）申請書及び別紙2様式「企画提案書」に必要事項を記入し、関係書類を添付して四国森林管理局長に提出してください。

また、複数の者が共同して買受けを希望する場合は、それぞれの間の販売取引協定書を添付してください。

(3) システム販売申請書・企画提案書の提出期限及び場所

①提出期限：平成28年 9月26日（月）11：00必着

②提出場所：四国森林管理局 経理課 専門官（契約適正化）（郵送可）

(4) システム販売申請書の無効

「3」に掲げるもの以外の者が申請した場合、書類に不備がある場合には、提出された申請書は無効とします。

(5) その他

申請者は別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認した上で、企画提案書に添付し森林管理局長に提出することとし、その提出をもってこれに同意したものとみなします。

(6) 申請に係る経費及び申請書の返却の可否等

①申請書の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とします。

②提出された申請書、添付書類等は返却しません。

③申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。（ただし、販売価格等の公表に係るものを除く）

## 6 審査の方法及び協定予定需要者の選定

(1) 別に定める審査基準（別紙3）に基づき申請書及び企画提案書の審査を行います。

(2) 申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行います。

①必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件をすべて満たしているか審査する。  
一つでも満たしていない場合は、当該物件に申請した者のうち最も点数が高い場合であっても協定予定需要者として選定できないこととする。

②加算項目

評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与する。

(3) 協定予定需要者の選定にあたっては、購入希望単価と評定単価の差額を直近同時期の販売実績単価で除して点数化し、これに前項の審査における点数を最大点数で除した点数を加算して、最も優れた者を協定予定需要者とします。

(4) 審査結果は、森林管理局長から協定予定需要者へ通知します。

## 7 協定の締結等

(1) 森林管理局長は協定予定需要者に対し、提案された希望購入価格について協議の上、協定販売単価を決定します。

(2) 森林管理局長は、協定予定需要者に対しシステム販売に関する注意事項その他必要な条件を提示します。

(3) 森林管理局長は、(1)の提示内容について協定予定需要者と合意が得られた場合に協定を締結すると共にホームページ等で公表します。

なお、素材生産の状況等により、協定締結日の調整があります。

(4) 販売契約は、別途森林管理局長と締結していただくものとします。

## 8 協定の期間

協定締結の日から平成29年4月30日までとします。

## 9 協定締結に当たって付する条件等

(1) 本協定に基づいて購入した物件を目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、または他人に譲り渡すことはできません。

(2) 販売予定量は見込みのため、増減することがあります。

(3) 森林管理局長は、①協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき、②協定の相手方が協定期間中に上記3の要件を失ったとき、及び③本公告に反する行為を行ったときは、協定を解除できるものとします。

(4) 上記(3)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除により生ずる損害賠償の請求を行わないものとします。

(5) 森林管理局長は、① 協定で定める販売価格、販売数量等は公表するものとします。② 申請書において企画提案された事項等の取組状況については、報告を求めることが出来るものとします。

(6) 協定締結者は、協定期間終了後、別紙3「国有林材の安定供給システムに係る結果報告」を森林管理局長に提出するものとします。

## 10 照会窓口

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 資源活用課 (担当：吉良・渡辺)

TEL 088-821-2170 FAX 088-821-2180

平成28年 8月26日

四国森林管理局長